

## がん診療等施設設備整備費補助金交付要綱

20医国第46872号	平成21年2月3日
23医国第32988号	平成23年10月7日
26健康第35853号	平成26年5月19日
27健康第64289号	平成27年12月1日
28健康第56735号	平成28年11月9日
30健康第43123号	平成30年10月17日
元健康第48037号	令和元年11月12日
3健康第2228号	令和3年4月1日

香 川 県

## がん診療等施設設備整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 がん診療等施設設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、民間事業者が行うがん診療等施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の整備に要する経費を補助することにより、医療水準の向上に資することを目的とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 7,500千円	がん診療等施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費

### (対象医療機関)

第4条 この補助金を交付する医療機関は、別途定める要件を満たすものとする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の変更（事業の30%以内の変更は除く。）を要する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14

条第1項第2号の規程により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、複数の者から見積書を提出させるなど、適切な価格となるよう努めなければならない。

#### （交付の申請）

第6条 補助金の交付の対象となる事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める日までに第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

#### （交付の決定）

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

#### （変更申請手続）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い毎年度1月10日までに行うものとする。

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第2号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第6条、第8条及び第11条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。